

平成29年度

ボランティアセンター事業運営補助金

評価表 NO.

3

所管部課名	地域政策課		担当者	橋口 武司				
事務事業名	市民活動支援事業費							
根拠法令	ボランティアセンター事業運営補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成29年度 予算額	2,000 千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	2,000 千円	千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	ボランティア登録団体数		200	平成34年度				
成果指標②	ボランティアセンターの利用		全地域	平成34年度				
補助対象者	薩摩川内市社会福祉協議会							
補助対象経費	ボランティアセンターに係る人的経費等							
補助対象事業・活動の内容	・ボランティア講座開催 ・ボランティア育成及び普及活動 ・ボランティアコーディネート業務 ・ぼらんていあ便り等による広報活動							
	分類	☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☒ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	2,000,000円							
上記項目の積算方法	定額制							
補助を受ける過去3カ年の事業（団体状況）等の	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	1,531,415	43.4%	879,584	30.5%	916,556	31.4%
		会費収入	1,481,415	41.9%	879,584	30.5%	796,556	27.3%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	50,000	1.4%		0.0%	120,000	4.1%
		市補助金	2,000,000	56.6%	2,000,000	69.5%	2,000,000	68.6%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	3,531,415	100.0%	2,879,584	100.0%	2,916,556	100.0%
	支出	事業費	1,883,498	53.3%	1,789,015	62.1%	1,815,333	62.2%
		人件費	752,917	21.3%	1,000,569	34.7%	1,011,223	34.7%
		助成金	895,000	25.3%	90,000	3.1%	90,000	3.1%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	3,531,415	100.0%	2,879,584	100.0%	2,916,556	100.0%
		支出計/前年度支出計				81.5%		101.3%
		自己資金/前年度自己資金				57.4%		104.2%
	翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%	
	交付件数		1	1	1			
	成果指標の推移①		170	153	169			
	成果指標の推移②		9	9	9			
	特記すべき事項等	【前回評価】平成26年度「見直しの上で継続：補助内容の改善」 ・福祉関連に偏らず、多様なボランティアのあり方を進める組織となってほしい。						
【前回評価への回答】ボランティア講座の受講生が市民活動団体を作り、ゴールド集落支援を行うなど、活動内容が広がってきている。								
【事業のPR方法】ぼらんていあ便りを年3回発行。生涯学習フェスティバルやボランティアフェアなどで事業内容を展示し、周知を図っている。								
【費用対効果】相互扶助や地域貢献活動により地域福祉が向上し、住みやすいまちづくりに繋がっている。								
【補助事業以外での事業】ボランティアフェアの開催								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	B	ボランティアセンターにおけるボランティア養成や支援事業の展開は、市民の福祉向上及び利益の増進に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	B	社会福祉協議会がボランティアセンターを運営しており、本市のボランティア活動を促進するうえでも、運営経費に一定の補助を行うことは必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	ボランティア活動は共生・協働による地域づくりを推進するうえでも重要であり、その養成等を行う事業への支援は市民ニーズに合致しており、活動を行う団体等も増えている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	B	ボランティアセンターは社会福祉協議会内に設置されており、社会福祉協議会が行う様々な事業と連携することのできるため、適当であると考ええる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	ボランティアセンターの運営実績から積算されたものであり、妥当であると考ええる。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	積極的にボランティア登録や団体養成講座を展開され、ボランティア活動の促進に向け自助努力がみられる。固定的な補助ではあるが事業内容を鑑みて妥当であると考ええる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	社会福祉協議会は民間の社会福祉活動を推進することを営利を目的としない民間組織であり、公益性は認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	B	福祉関連分野に偏っているため、多様なボランティア活動が促進されるようNPO法人や市民活動団体との連携を図っていく必要はあるが、現在のところ妥当であると考ええる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	B	ボランティアセンターの運営実績から積算されたものであり、妥当であると考ええる。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ☐現状のまま継続 ☒見直しの上で継続 ⇒今後の方向性☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☒補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止 〈上記方向の理由〉 駅東に整備予定のコンベンション施設内に交流支援機能として市民活動センターを設置する計画である。ボランティアセンターのあり方も含め、多様なボランティア活動の促進に資することができる支援事業を検討する。 〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 社会福祉協議会及び市民活動ネットワーク会議（28団体登録）と連携・協同して、市民活動センターの運営体制を構築する。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ ☐高い ☐低い 必要性 ⇒ ☐高い ☐低い 有効性 ⇒ ☐高い ☐低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐高い ☐低い
			〈今後の改革の方向性〉 ☐現状のまま継続 ☐見直しの上で継続 ⇒今後の方向 ☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☐補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止 〈まとめ〉

ボランティアセンター事業運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市企画政策部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第98号）第2条の表に掲げるボランティアセンター事業運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 ボランティアセンター事業運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) ボランティア団体の交流・連携の促進とボランティア団体を運営するリーダー等の人材育成を行うものであること。
- (2) 前号のボランティア団体の活動促進に資することが明白であること。

(補助金の額)

第3条 ボランティアセンター事業運営補助金の額は、予算で定める範囲とする。

(補助対象経費)

第4条 ボランティアセンター事業運営補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) ボランティアの登録，指導事業
 - ア ボランティア保険加入料
 - イ ボランティアコーディネーター報酬，賃金
- (2) ボランティアの人材育成事業
 - ア 各種ボランティア養成講座に係る経費
 - イ ボランティア研修会に係る経費
 - ウ ボランティア体験実施に係る経費
- (3) ボランティアセンター広報事業
 - ア ボランティアセンターの広報活動に係る経費
- (4) ボランティア団体の育成事業
 - ア ボランティア協力校等助成金
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費等

(交付の申請)

第5条 ボランティアセンター事業運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年4月30日とする。

(交付の基準)

第6条 ボランティアセンター事業運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

(2) 前号に掲げる場合のほか，当該申請者にボランティアセンター事業運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合
(実績報告)

第7条 ボランティアセンター事業運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は，当該補助事業等の公益性，必要性，効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類とする。

(効果の測定)

第8条 ボランティアセンター事業運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は，次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) ボランティア保険加入者数
- (2) 本事業におけるボランティア養成講座等の数及び参加者数
- (3) ボランティア体験への参加者数

(補助事業者等の責務)

第9条 ボランティアセンター事業運営補助金の交付を受けた補助事業者等は，本市のボランティア団体の活動促進に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか，必要な事項は，企画政策部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は，平成22年4月1日から施行する。
- 2 条例第4条第1項の規定による見直しについては，平成24年度において検討を行い，その結果に基づいて，平成25年度において所要の措置を講ずるものとする。